

[古武道研究班]

古武道研究 (第3報)

## 中国の武術研究と教育

小林 勝法	宮本 知次
石原 泰彦	張 勇
張 成 忠	増田 勝
数馬 広二	青木 清隆
深瀬 吉邦	

### 要 約

中国で国術として位置づけられている武術について、その研究と教育の現状をレポートした。学術的研究は、文化大革命の影響で一時停滞したものの、1980年代からようやく復興し発展してきている。中国体育科学会（1980年設立）や中国武術学会（1987年設立）のほか、国や地方の体育科学研究所、体育専門大学、中国武術協会（1956年設立）、中国武術研究院（1986年設立）などで武術の研究が行われている。体育専門大学では研究者の養成も行っており、1996年には上海体育学院に民俗伝統体育学専攻の博士課程が設置認可された。

武術は小中学校の体育カリキュラムに取り入れられている。民間で行う場合には、武術館（院）のほか、公園などでも習うことが出来る。武術のエリート選手を養成するために、業余体育学校や体育運動学校、体育学院附属競技体育学校などがある。また、武術選手を顕彰する制度として、武術運動員等級制度と武術段位制が施行されている。指導者の養成は民間のほか、体育専門大学の武術学科でも行われるようになってきた。

武術に関する専門誌も多種発行されており、関心の高さがうかがえる。中国武術の国際化が進むにつれ、ますます関心が高まり、武術教育も研究も盛んになると期待される。

中国では、拳法をはじめ、剣や刀、槍などの武術が発達し、国術として位置づけられている。現在でもひろく愛好されており、映画「少林寺」（李連傑主演）が1982年に公開されて以降は、武術熱が特に高まったと言われている。体育専門大学には武術学科が設置されていて、武術教育の普及と発展に寄与している。中国の武術研究と教育の現状についてレポートする<sup>(注)</sup>。

## 1 武 術 研 究

武術に関する研究はどのように行われているのだろうか。その研究体制と研究成果、研究者の養成について概観しよう。

### (1) 学会と研究機関

中国の体育・スポーツに関する組織的研究は、国家体育運動委員会の計画と指導のもとに進められてきている。その発展の歩みを『当代中国体育』<sup>1)</sup>をもとにまとめると以下のようになる。

1956年に最初の全国的な研究集会である体育科学論文討論会が開催された。そして、'58年には最初の専門研究所となる北京体育科学研究所（後の国家体育運動委員会体育科学研究所）が設立され、翌'59年からは『中国体育科技』という専門誌を発行している。その後、'60年代には中国各地に研究機関が相次いで設立された。また、国の科学技術発展計画にも体育・スポーツ科学が盛り込まれた。例えば、トレーニング科学や運動解剖学、運動栄養学、スポーツ傷害、中国伝統運動文化などに関する研究などである。このように順調に進展していたが、'66年には文化大革命が起これ、研究組織は解散させられ、研究活動は'72年まで完全に中断した。革命後は研究活動も復興し、'80年には中国体育科学会が発足した。

このような歴史の中で、武術研究に関して国家的に取り組んだのは、'79年の「武術遺産の発掘整理に関する通知」（国家体育運動委員会）による調査研究が初めてで、13の省と市で調査研究班を組織し、実行された。例えば、河北省では省の体育委員会と武術協会が'80年から2年間に渡り、32の県と市の伝統武術を調査した。77の流派を訪ね、234人の武術家に会い、写真におさめ録音し、記録したという。他の省も同様な調査を行っている<sup>2)</sup>。この調査研究が一つの契機となり、武術研究は盛んになる。そして、'87年には中国体育科学会の下部組織の一つとして、中国武術学会が成立した。

体育専門大学は現在、全国に16校設置されている。また、師範大学で体育教育の専修をもつものは39校である。

その他の武術研究機関としては、中国武術協会（1956年設立）と中国武術研究院（1986年設立）が挙げられよう。前者は武術の継承と発掘のほか、競技規則の検討や普及方法などの応用研究を進めてきており、『中華武術』（月刊）を発行している。後者は、教学研究室と理論研究室、資料研究室、気功研究室を持ち、武術教育の科学化や系統化、規範化に寄与している<sup>3)</sup>。

## (2) 研究成果

国家体育運動委員会は、体育・スポーツに関する文献データベース“SPORT”を作成しているが、その最新版（'99年版，59,258件収録）で「武術」をキーワードとして検索したところ、全部で1,663件あった。しかし、このデータベースには一般誌に掲載された文献も含まれているので、全てが学術論文とは言えない。例えば、前述した『中華武術』に掲載された武術に関する文献も161件が“SPORT”に収録されている。

そこで、中国の体育・スポーツ科学研究の代表的な学術雑誌であり、体育科学会の機関誌である『体育科学』に掲載された武術に関する文献を抽出すると、全部で17件あった。これは『体育科学』誌に掲載された全論文1,285編の1.3%に相当する。論文の内容は、およそ2/3にあたる11編が下記①のような人文社会学的研究であった。しかし、近年では下記②のような自然科学的な研究も増えつつある。また、国家体育運動委員会が発行している『体育文史』（隔月刊）に掲載された武術に関する文献は54件であり、これは『体育文史』誌に掲載された論文787編の6.9%に当たる。当然のことながらこれらはすべて下記③のような歴史的研究である。

このように、まだ、数えられる程度の研究論文数であるが、一般社会での武術に関する関心の高まりに応じて、今後は研究発表も増えることと思われる。

### < 武術研究の代表的な例 >

- ① 林伯原「阿片戦争から辛亥革命までの中国伝統体育の発展と変化」『体育科学』12巻4号，1992，pp.11-15
- ② 鄭輝「武術の競技套路練習後の血中乳酸の変化」『体育科学』16巻4号，1996，pp.72
- ③ 姜周存「春秋戦国時代からの武俠の興隆と武術の発展」『体育文史』1999年2号，pp.27-29

## (3) 研究者養成

武術研究の研究者養成は大学と研究所で行っている。まずはじめに大学をみてみよう。中・高等教育の体育教師や教員、研究者、その他の体育専門家を養成する高等教育機関として、体育専門大学が全国に16校設置されている。そのうち、最も早く武術学科を設置したのは、北京体育大学と上海体育学院、成都体育学院の3つで、いずれも1989年の設置である。現在では、このほかに、武漢体育学院（1993年設置）、瀋陽体育学院（1993年設置）、河南大学（1993年設置）、西安体育学院（1994年設置）などにも設置されている。

日本で最初の武道学科設置は日本体育大学の1965年であるから、中国とは30年の開きがある。ここにも文化大革命（'66-'76年）の影響がうかがえよう。文化大革命の当初数年間は全ての教

育機関が機能を停止し、特に高等教育分野の被害は著しかったからである。そのせいで、革命期間中に本来養成されるはずだった少なくとも150万人の専門家を失う結果になったと推測されている<sup>4)</sup>。武術研究においても事情は同じであろう。

大学院はどうであろうか。体育・スポーツ科学関係の修士課程（中国では碩士課程と称し3年制）を有するものは10校32研究科、博士課程を有するものは2校5研究科である。武術の修士学位（武術碩士学位）は国務院によって1984年から認められた。そして、1985年に上海体育学院に修士課程が設置された。そのほかには、北京体育大学や武漢体育学院などにも設置されている。武術に関する博士課程は上海体育学院が1996年に民族伝統体育学専攻として初めて設置認可を受けている。このように、近年では大学院で研究者を養成する体制が整ってきている。

また、研究者の養成は大学院以外に研究所でも行われており、日本とは異なり、学位の授与権も認められている。例えば、国家体育運動委員会体育科学研究所は運動医学修士の学位授与権を持っている。しかし、武術の学位を出している研究所は今のところない。

## 2 武術教育

中華人民共和国成立後、政府は体育を奨励してきており、1951年には広播体操を公布した。これは、いわゆるラジオ体操で、中華全国体育総会と中央広播事業局が共同で編成したものである。身体鍛練の習慣を広く国民に普及することを目的にしており、現在までに成人用6種と少年・児童用10種が公布されている<sup>5)</sup>。'54年には工間操制度が施行され、労働者は毎日午前と午後10分間ずつ体操をすることが決定された。そして、その後、職業ごとにその業務内容に合わせた体操が編成され実施されてきている<sup>6)</sup>。

1956年には国家体育運動委員会が簡化太極拳（二十四式）を編成し、国民に普及を図った。簡化太極拳は目を見張るほど普及した。これまでに出版された太極拳関連の書籍は数百万冊にも達するという。以下、武術教育の体制と現況について、一般人と競技者、指導者の3側面について述べよう。

### (1) 一般人

中国人なら誰でも太極拳や気功ができるものと思われがちだ。中国の各地で早朝から大勢の人が太極拳や気功にいそしんでいることは、写真やTVなどで日本にも紹介されているし、中国旅行から帰った人からそのような話を聞くことが多い。1981年の統計によると、北京では、太極拳の練習グループ（輔導站）が161あり、参加者は5万人を超えていたという。そして、

上海では毎日約6万人が武術を練習しているという<sup>7)</sup>。

ところが、実際には誰でもができるわけではない。現地にいる中国人に聞いてみても、日本に留学している中国人学生に聞いてみても、「できる」と答えるのはむしろ稀である。

しかし、中華民国時代には、民国学校法に中学校から大学までの体育で国術（武術のこと）を学ぶことが定められていた<sup>8)</sup>、文化大革命後に制定された『中小学体育課程標準』（1977年制定）<sup>9)</sup>を見てみると、小学3年生から武術を教材とし基本動作から学習するように定められている。6年生では導引吐納功と保健按摩功、8年生では八段錦が教材である。上海市の現職教師に聞くと、これは近年の傾向で、伝統文化重視の方針から武術や気功の比重が高まりつつあるとのことであった。しかし、運動会での表演や校内武術大会のようなものは開かれていないそうである。

『全日制中学体育教学大綱』（中華人民共和国国家教育委員会、1987年版）によれば、表1に示すように、1年生から3年生までは男女とも武術を学習することになっている。日本の高校に当たる4年生からは男子のみの学習となっている。選択教材として武術を学習することもでき、棍術や剣術が例示されている。

表1 教学内容時数分配表

学 年 教 材	一	二	三	四		五		六	
				男	女	男	女	男	女
体育基礎知識	6-8	6-8	6-8	6-8	6-8	6-8	6-8	6-8	6-8
陸上競技	16-18	16-18	16-18	14-16	14-16	14-16	14-16	14-16	14-16
基本体操	8-10	8-10	8-10	5-7	5-7	5-7	5-7	5-7	5-7
器械体操	14-16	14-16	14-16	14-16	14-16	14-16	14-16	14-16	14-16
球 技	8-10	8-10	8-10	7-9	7-9	7-9	6-8	7-9	6-8
武 術	4-6	4-6	4-6	4-6		4-6		4-6	
舞 踊	4-6	4-6	4-6		4-6		4-6		4-6
選 択 教 材	40-26	40-26	40-28	50-28	50-38	50-38	50-38	50-38	50-38

最近の大学では武術を教材としている例がある。復旦大学体育教育部副主任の劉健教授によれば、例えば、北京大学の男子学生は拳法を修得することが義務づけられているし、上海中医药大学では太極拳を指導しているという。復旦大学では、体育担当教師43名のうち、4名が武術の専門家、太極拳を指導し、学内で太極拳大会を開催しているとのことである<sup>10)</sup>。

それでは、民間で武術の修練を本格的にする場合はどこでするのであろうか。公園などでは、



① 上海・復興公園・太極拳



② 北京・天壇公園・太極劍

少年少女や男性青壮年が武術の稽古をしている姿をあまり見かけない。ほとんどが、女性と高齢者であり、健康の維持・増進を目的として、気功やその他の運動をしている。太極拳も公園では二十四式が多い。

上海の人民公園で太極拳推手を教えている老武術家とその弟子たちを見たことがあるが、こ

れは稀な方で、本格的に武術を行う場合には主に武術館(院)に通うことになる。1996年6月26日付の中国体育報によれば、中国全国には武術館(院)が12,000余りもあるという。これらの武術館(院)には小学生から老人までが所属し、少年は主に現代武術を、青年以上は主に伝統武術を修練している。数多くある武術館(院)の中でも、最も伝統があり規模が大きいのが、上海精武体育総会であろう。1909年に設立し、香港や米国にも支部がある。文化大革命のため閉鎖を余儀なくされたが、'84年に復興した。滞在日程の関係で直接取材ができなかったが、中国の武術事典には必ず項目が掲載されているほどの歴史のある組織である。

## (2) 競技者

政府は1950年代後半からスポーツ選手の強化策を講じてきている。その一つに、4年に1回開催される全国運動会を挙げるができるが、その第一回大会(北京, 1959年)から武術は正式種目として採用されている。ここでは、エリート選手の養成とスポーツ等級制度に関連させながら、武術の競技者養成制度について述べる。

### a. エリート選手の養成

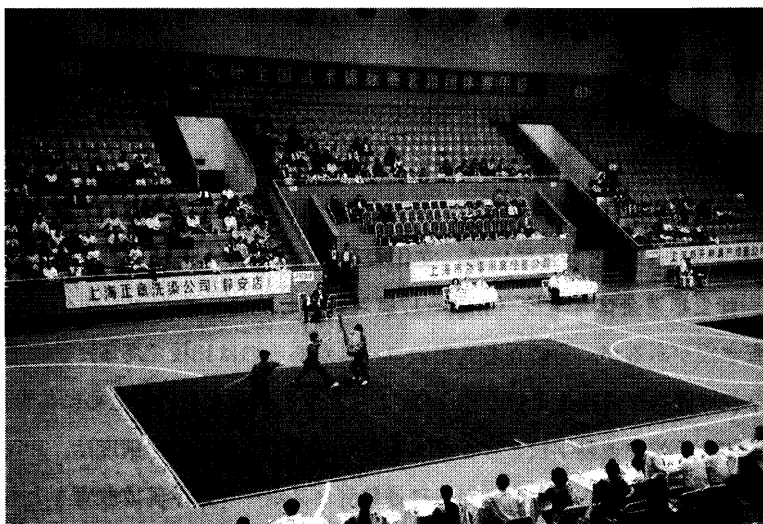
エリート選手養成機関としてまず挙げられるのが、1955年から全国に設立された业余体育学校である。业余体育学校は、運動技能に優れた青少年に対し、週に数回、2時間程度の訓練を行う学校で、少年业余体育学校(13歳~17歳対象)と青年业余体育学校(17歳~23歳対象)が全国に1,000校余りあったとされている。文化大革命によって一時閉鎖されたものの、1969年に再開され、青少年业余体育学校(7歳~17歳対象)と改められた<sup>11)</sup>。上海市には22校の青少年业余体育学校があるが、そのうち武術のコースがあるのは13校である。

业余体育学校で優秀な成績を上げた選手は、より高度な訓練を受けるために体育運動学校(学校によっては体育学校や運動学校とも呼称する)へ進学できる。この制度は、1978年から設けられたもので、生徒は寄宿生活をしながら普通教育とスポーツ選手養成教育をともに受ける。

そのほかに、上海には、優秀運動選手養成機関として、1953年に設立された上海市体育運動技術学院があり、小学校から大学までに相当する教育も併わせて行っている<sup>12)</sup>。全部で22種目のコースがあるが、武術コースも含まれており、この学校の武術チームは上海市の代表チームとなっている。



③ 上海体育学院の武術隊・指導しているのは陳新富講師



④ 中国武術の競技会・麥克杯全国武術錦標賽

また、国家体育运动委员会直属の6つの体育専門大学は付属の競技体育学校を持っている。6つの体育専門大学とは、北京体育大学のほか、上海、武漢、瀋陽、西安、成都の各体育学院である。この体育学院付属競技体育学校は6年制の中等学校である。上海体育学院付属の場合、武術コースがあり、その生徒たちは、全国少年武術大会で金メダル4個獲得（'95年）、7個獲得（'94）するなど優秀な成績を収めている。



## b. スポーツ等級制度

スポーツ等級制度は、運動員（選手）と裁判員（審判）、教員（指導者）についてそれぞれ設けられており、1958年に制定された。'84年に改正された運動員技術等級制度によると、運動員の等級は、国際級運動健将、運動健将、一級運動員、二級運動員、三級運動員、少年級運動員の6階級となっている。そして武術が盛んになったことから、この運動員技術等級制度から武術を切り離し、武術運動員等級制度（武術運動員等級試行標準：国家体委1985年頒布）が制定された。それは以下に示す通り5階級となっている<sup>13)</sup>。

また、'88年からは中国武術段位制が施行されている。その規程を資料として示しておく（175～178頁）。

## &lt;武術運動員等級制度&gt;

武 英	全国大会入賞者レベル
一級武士	省・自治区・直轄市の大会入賞者レベル
二級武士	地区・直轄市・県の大会入賞者レベル
三級武士	県大会上位者レベル
武 童	18歳以下で県大会入賞レベル

## (3) 指導者

武術の指導者養成は民間の武術館（院）で行われてきている。今でも伝統的な流派の武術の場合にはそうである。しかし、太極拳がアジア大会の正式種目として採用されるなど中国武術の国際化と近代化が進んでからは、体育専門大学に武術学科を設置し指導者を養成している。前にも述べたが、最も早く武術学科を設置した体育専門大学は、北京体育大学と上海体育学院、成都体育学院の3つで、いずれも1989年の設置である。現在では、このほかに、武漢体育学院（1993年設置）、瀋陽体育学院（1993年設置）、河南大学（1993年設置）、西安体育学院（1994年設置）などにも設置されている。

表2 上海体育学院生の到達水準

運 動 訓 練 専 修	体 育 教 育 専 修	武 術 専 修
一 級 運 動 員 レ ベ ル	二 級 運 動 員 レ ベ ル	一 級 武 士 レ ベ ル
二 級 裁 判 員 称 号	二 級 裁 判 員 称 号	二 級 裁 判 員 称 号

(上海体育学院教学計画より)

上海体育学院では、表2に示す3つの学科（専修）があり、それぞれの学科での4年間の学

修により到達すべきレベルを運動員技術等級制度，武術運動員等級制度，裁判員技術等級制度に沿って示している。武術学科（専修）では，一級武士と二級裁判員が到達水準となっている。

以上のように，高い技術水準を到達目標としているが，近年は，それ以外に，指導能力，問題分析能力，理論的に研究する能力など総合的な能力を高めることを重視するようになってきている。

### 3 武術雑誌

最後に，武術雑誌について簡単にふれておきたい。全国に流通している雑誌の中で最も早い創刊は，1981年の『武林』（広東省武術協会編集，月刊）と『武術と健身』（新体育雑誌社，隔月刊）がある。次いで，1982年には『中華武術』（中国武術協会主宰，人民体育出版社，月刊）が創刊されている。発行部数が最も多く，'80年代から'90年代始めの年間発行部数は100万部に達したという。記事は，武術の歴史や現状に関するものやトレーニング方法，人物評，入門講座や基礎知識，内外の動向などである。

そのほかには，『武当』（1983創刊，中国武当山武当拳法研究会編集・発行）や『少林と太極』（1982創刊，河南省体育運動委員会編集，河南体育報社発行），『武魂』（1984創刊，北京武術協会編集・発行），『搏撃』（1984創刊，山西省体育運動委員会編集，山西省体育報社発行）などがある。



⑤ 武術雑誌

このように、武術雑誌は多数出版されており、武術に関する関心の高さがうかがえる。

## 謝 辞

本稿をまとめるにあたり、上海体育学院の陳新富講師と北京体育大学の喬志源教授から資料の提供を受けた。記して感謝の意を表したい。

## 注

本稿で武術とは中国の伝統的運動文化である格闘技を指す。その内容は、拳術（長拳、太極拳、南拳等）や器械（劍、刀、槍、棍等）、対練（徒手や器械を使つての組手）である。武術競技は套路（型）の表演が中心であり、個人と組手、団体の部がある。格闘競技としては、散打と太極拳推手がある。

中国では、弓術や日本の武道は「武術」の研究と教育の対象にはなっていない。体育専門大学の武術学科には柔道や中国相撲も含まれることがあるが、これは組織上そうなっているだけで、柔道や中国相撲を武術とは一般には言わない。

## 引用文献

- 1) <当代中国>叢書編輯部『当代中国体育』中国社会科学出版社, 1984, pp.450-461
- 2) 同上書, pp.154-155
- 3) 中国武術大辞典編輯委員会(編)『中国武術大辞典』人民体育出版社, 1990, p.395
- 4) 大塚豊「概説:自由化の波にゆらぐ中国の大学制度」『IDE—現代の高等教育』No.354, 1994, pp.5-12
- 5) 中国大百科全書出版社編輯部(編)『中国大百科全書〈体育〉』中国大百科全書出版社, 1982
- 6) 同上書
- 7) 前掲書1), p.156
- 8) 笹島恒輔『中国の体育・スポーツ史』ベースボール・マガジン社, 1987, pp.136-142
- 9) 前掲書4), p.354
- 10) 劉健「大学体育の伝統的健身術について」『大学体育養生学研究』第1巻第2号, 2000, p.15-16
- 11) 前掲書7), pp.193-195
- 12) 上海市体育運動委員会編『上海体育年鑑1989-1990』百科出版社, 1992, p.97-99
- 13) 習雲泰(編)『簡明中国武術辞典』広東人民出版社, 1990, p.316

## 資 料

## 中 国 武 術 段 位 制

## 第一条 目的

人民の体質を増強し、武術運動の発展を推進し、武術の技術と理論の水準を向上させ、もって全人民のための規範的な武術体系を建立するために、本段位制を定める。

## 第二条 段位名称

武術による鍛錬と武術活動を始めた年限、武術の技術と理論を把握している水準と研究成果、武徳の修養、武術の発展に対する貢献度等に基づいて、九段までの武術段位を設ける。

初段位： 一段、二段、三段、

中段位： 四段、五段、六段、

高段位： 七段、八段、九段

## 第三条 段位認定規準

## (一) 初段位の認定

1. 武術套路の基礎訓練に参加して8年を経過した者、或は、武術散手の基礎訓練に参加した満18歳以上の者（男子に限る）で、入段資格の技術試験において7点以上を得て、武徳教育を受けた者は入段資格を得る。
2. 入段資格を得て1年以上経過した者で、規定に基づく試験において一段の拳術套路を演武し、或は散手基礎技術を演武して、7.5点以上を得て、武徳を遵守する者は、一段を申請することができる。
3. 一段取得後1年以上経過した者で、規定に基づく試験において、二段の拳術套路を演武して8点以上を得たもの、或は散手攻防組合せ技術の試験において8点以上を得て、武徳を遵守する者は、二段を申請することができる。
4. 二段取得後1年以上経過した者で、規定に基づく試験において、二段の拳術套路1種類と器械套路1種類（短器械、長器械のいずれかを選択）を演武し、各々の種目で8.5点以上を得たもの、或は散手の実践技術の試験において8.5点以上を得て、武徳を遵守する者は、三段を申請することができる。

## (二) 中段位の認定

1. 三段を取得して2年以上経過した者で、下記の条件に該当する者は四段を認定する。
  - (1) 規定に基づく試験において、四段の拳術套路、短器械套路、長器械套路を演武して合計成績25.8点以上を得て、該当段の理論試験において75点以上の成績を得た者で、武徳を重視する修養者。
  - (2) 規定に基づく散手四段の認定試合の試験において規定の順位を得た者で、該当段の理論試験において75点以上の成績を得た者で、武徳を重視する修養者。
2. 四段を取得して2年以上経過した者で、下記の条件に該当する者は五段を認定する。
  - (1) 規定に基づく套路認定試合の試験において、拳術套路一種類、短器械套路一種類、長器械套路一種類、或は太極拳に限り拳術套路二種類、器械套路一種類、を演武して、合計成績26.25点以上を得て、該当段の理論試験において80点以上の成績を得た者で、武徳を重視する修養者。
  - (2) 規定に基づく散手五段の認定試合の試験において規定の順位を得た者で、該当段の理論試験において80点以上の成績を得た者で、武徳を重視する修養者。
3. 五段を取得して2年以上経過した者で、下記の条件に該当する者は六段を認定する。
  - (1) 規定に基づく套路認定試合の試験において、六段の拳術套一種類、短器械套路一種類、長器械套路一種類、或は太極拳に限り拳術套路二種類、対練一種類を演武して、そのうち一種目は規定の順位を得て、合計成績27点以上を得て、該当段の理論試験において85点以上の成績を得た者で、武徳を重視する修養者。
  - (2) 規定に基づく散手六段の認定試合の試験において規定の順位を得た者で、該当段の理論試験において85点以上の成績を得た者で、武徳を重視する修養者。

### (三) 高段位の認定

1. 六段を取得して6年以上経過した者で、武術事業の業績、武術理論の研究、科学研究の論著で一定の業績を挙げ、武徳が高尚な者は、七段を申請することができる。
2. 七段を取得して5年以上経過した者で、武術事業の業績、武術理論の研究、科学研究の論著で一定の業績を挙げ、武術運動の発展に比較的大きな貢献があり、武徳が高尚な者は、八段を申請することができる。
3. 八段を取得した後、武術事業の業績、武術理論の研究、科学研究の論著の分野で重大な成功を収め、武術運動の発展に卓越した貢献があり、その影響が多めで武徳が高尚な者は、九段を申請することができる。
4. 武術事業の発展に卓越した貢献のある著名な人士は、国家体育委員会武術運動管理中心が審査した後に、名誉高段位を認定する。

#### 第四条 申請、審査、承認方法

- (一) 武徳を遵守し、武術を熱愛し、相当の武術技術水準と武術理論水準を有する者は、均しく武術段位を申請することができる。
- (二) 各区、県武術試験委員会は、毎年、所属する武術組織の学员に対して套路或は散手の入段資格技術と一段の試験を実施し、試験合格者の申請材料を所属する各区、県体育委員会の主管部門（或は武術協会）に報告し、審査のうえ承認を得て入段資格証明或は相当する段位を授与する。
- (三) 地、市体育委員会段位試験委員会は、毎年、二段および三段の試験を実施し、試験合格者の申請材料を所属する各地、市体育委員会の主管部門（或は武術協会）に報告し、審査のうえ承認を得て相当する段位を授与する。
- (四) 省、自治区、直轄市体育委員会および実業体育協会（行業体協）の武術段試験委員会は、毎年、四段、五段、六段の試験を実施し、試験合格者の申請材料を所属する省、自治区、および実業体育協会の武術主管部門（或は武術協会）に報告し、審査のうえ承認を得て相当する段位を授与する。
- (五) 全国武術段位試験委員会は、適切な時期に、七段、八段、九段の審査を実施し、審査合格者の申請材料を、国家体育委員会武術運動管理中心に報告して承認を受け、相当する段位を授与する。
- (六) 各段位の試験形式は； 1. 省クラスおよび全国性の各種武術競技大会、2. 規定に基づく段位認定試験、を含む。

#### 第五条 証書、服装およびバッジ

- (一) 証書  
国家体育委員会武術管理中心が統一して設計したデザインで制作する。
- (二) 服装  
国家体育委員会武術管理中心が統一して設計したデザインで、専門製造工場が制作する。
- (三) バッジ  
国家体育委員会武術管理中心が統一して設計したデザインで、専門製造工場が制作する。
  - 1. 初段位： 一段（青鷹）、 二段（銀鷹）、 三段（金鷹）
  - 2. 中段位： 四段（青虎）、 五段（銀虎）、 六段（金虎）
  - 3. 高段位： 七段（青龍）、 八段（銀龍）、 九段（金龍）

(1998年1月1日施行) (石原 泰彦訳)